

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、世界に展開するサプライチェーン・ロジスティクス企業として、社業を通して社会の発展に貢献し、持続的成長と企業価値向上を目指すため新たに「グループ経営理念」を定め、あらゆる企業活動の指針としています。

当社「グループ経営理念」

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/our-vision-mission-and-values/>

英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/our-vision-mission-and-values/>

「グループ経営理念」に掲げる新しいビジョン、ミッション、バリューを実現するため、当社は株主、顧客、従業員、取引先、債権者および外国を含めた地域社会をはじめとするステークホルダーの利害を踏まえた上で、経営の透明性を確保し、経営監督機能を強化するのみならず、迅速かつ果敢な意思決定を促す企業統治システムの整備・構築を推進しています。

当社「コーポレートガバナンス原則」

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>

英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則4 - 2 - 1] (取締役会の役割・責務)

経営陣の年間報酬は金銭で支払われる固定報酬および業績連動賞与から構成されています。また、監査役および独立社外取締役の年間報酬は、固定報酬としています。報酬の一部株式化や退職慰労金のあり方も含め、持続的成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬体系の見直しを検討していますが、現時点で実施に至っておりません。報酬体系の見直しは今後も検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1 - 4] (いわゆる政策保有株式)

当社は、政策保有株式や政策保有に係る議決権行使に関する方針を当社「コーポレートガバナンス原則」(第3条)に定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>

英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

[原則1 - 7] (関連当事者間の取引)

当社は、取締役、監査役および当社の主要株主等の関連当事者との取引に係る手続や枠組みを当社「コーポレートガバナンス原則」(第4条)に定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>

英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

[原則3 - 1] (情報開示の充実)

当社は、グループ中期経営計画を策定し、会社の目指すべき目標や経営戦略を定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/investor-relations/corporate-philosophy/medium-term-business-plan/>

英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/investor-relations/corporate-philosophy/medium-term-business-plan/>

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、役員報酬決定にあたっての方針と手続、経営陣の指名を行うにあたっての方針と手続などを当社「コーポレートガバナンス原則」(序文、第16条、第20条など)に定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>
英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

[補充原則4 - 1 - 1](取締役会の役割・責務)

当社は、ガバナンス体制の概要ならびに取締役会の役割および責務を当社「コーポレートガバナンス原則」(第11条、第12条)に定め、また、取締役会決議が必須となる付議基準を明確に定めることで、経営陣への委任の範囲を明確にしています。「コーポレートガバナンス原則」の詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>
英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

[原則4 - 9](独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、独立社外取締役の独立基準を当社「コーポレートガバナンス原則」(第14条)で定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>
英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

[原則4 - 11 - 1](経営陣の知見・能力のバランス、多様性、取締役選任方針・手続)

当社は、役員および経営陣ならびにその候補者の選任方針や手続、多様性の確保などを当社「コーポレートガバナンス原則」(第8条、第16条、第17条など)で定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>
英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

[補充原則4 - 11 - 2](取締役・監査役の兼任状況の開示)

取締役・監査役の重要な兼職の状況に関しましては、当社ウェブサイトでご公表している株主総会招集通知をご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/investor-relations/ir-events/general-shareholders-meeting>
英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/investor-relations/ir-events/general-shareholders-meeting>

[補充原則4 - 11 - 3](取締役会の実効性評価の結果の概要)

当社の取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要については、「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) (2) 取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」をご参照ください。

[原則4 - 14 - 2](取締役・監査役のトレーニング方針の開示)

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針に関しましては、当社「コーポレートガバナンス原則」(第18条)で定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>
英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

[原則5 - 1](株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための取組みについては、当社「コーポレートガバナンス原則」(第23条)で定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>
英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本郵船株式会社	25,135,084	59.53
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	3,000,000	7.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,127,600	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	787,900	1.86
ヤマトホールディングス株式会社	605,800	1.43

CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	601,600	1.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	537,600	1.27
東京海上日動火災保険株式会社	406,400	0.96
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	400,100	0.94
株式会社エアポートカーゴサービス	353,600	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	日本郵船株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 9101

補足説明 **更新**

当社の親会社は日本郵船株式会社であり、2017年3月31日現在、当社株式の59.53%を保有しています。同社との主な取引関係は、当社の海上貨物の一部の運送を同社に委託する取引等ですが、当該取引等については市場実勢を勘案の上、一般取引と同様の条件によっています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

当社が支配株主である日本郵船株式会社またはその子会社もしくは関連会社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針は、以下のとおりです。

(1) 社内体制構築方針

当社では、親会社から一定の独立性が維持され独自の経営判断が行なえる状況を確認するため、当社のコーポレートガバナンス原則に沿って、取締役会規則、執行役員会規則を定め、経営の意思決定、監督、ならびに業務の執行が適正且つ効率的に行なわれる体制を構築しています。また、支配株主からの独立した社外取締役を2名選任し、取締役会においては社外取締役の意見を尊重することで取締役会決議の客観性や公正性を担保する体制を整えています。

(2) 社内意思決定手続

1. 支配株主またはその子会社もしくは関連会社との取引に係わる市場または相場などから参考となるべき取引条件がわかるような場合は、市場動向その他取引に係わる事情を総合的に勘案し、法令に則り取引の可否を判断します。

2. 前述の場合以外の取引である場合は、当該取引にかかる商慣行から第三者意見が必要と判断された場合には、利害関係のない第三者意見を取得した上で、社外取締役の意見を尊重して、取締役会決議に基づいて取引の可否を判断します。

なお、1.の取引は、半期に一度、取引の概要を取締役に報告します。

関連当事者との取引については当社「コーポレートガバナンス原則」(第4条)をご参照ください。

日本語: <https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/>

英語: <https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

当社の親会社である日本郵船株式会社は、当社株式の59.53%を保有しており、当社は日本郵船の企業グループのなかで主として貨物利用運送事業、倉庫業および通関業等その他物流関連事業に携っています。

当社は、日本郵船グループの企業戦略を共有しつつ世界に展開するサプライチェーン・ロジスティクス企業として、社業を通して社会の発展に貢献し、持続的成長と企業価値向上に努めています。当社事業運営にあたっては、当社の意思決定機関である取締役会および執行役員会における独自の経営判断のもとに行われており、親会社からの独立性を確保しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
戸田 博史	他の会社の出身者													
江川 豪雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸田 博史			同氏は、長年に亘り、債券・金融市場や金融投資戦略において培った専門性と豊富な経験とともに、経営者としての多くの重要な経営判断に携わってまいりました。加えて、特命全権大使としての豊かな国際経験を有し、当社の社外取締役としての業務執行に対する客観的で独立した立場から適切な役割を果たしていただいております。当社経営の監視・監督機能のさらなる強化に寄与するものと判断いたしました。なお、4.補足説明にある当社「コーポレートガバナンス原則」第14条2項の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

江川 豪雄	江川豪雄氏の再任にあたり選任の理由を変更しております。当社は2015年11月27日に制定した「コーポレートガバナンス原則」第14条2項に、独立社外取締役候補者の独立性および社外性の判断基準を定めており、記載内容を変更しました。 (URL:https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance)	同氏は、多年にわたって海外戦略や航空宇宙産業において培った豊富な経験とともに、経営に関する高い見識を当社の経営全般に活かしていただけるものと判断し、また、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立した立場からの客観的で高い監督能力の発揮により、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待しました。また、同氏は2015年3月まで三菱航空機株式会社の業務執行に携ってまいりました。現在は三菱重工株式会社等に在籍してはおりませんが、同社の業務執行には携っていません。当社が定める「コーポレートガバナンス原則」第14条2項の独立性基準の要件を満たしており、独立役員として経営陣および主要株主から独立した立場で株主共同利益の保護のためにその役割を果たすことができると判断しています。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役は期初に会計監査人の監査計画を聴取し、各四半期末・期末の監査結果についてそれぞれに報告を受けております。また、会計監査人の行う実地調査に立ち会う機会を確保するなどして監査の実効性の向上と強化を図っています。監査役は内部監査室と定期的に情報交換を行っており、相互に実効性の高い監査が実施できるような連携体制をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐谷 信	他の会社の出身者													
江上 節子 (本名:楠本 節子)	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐谷 信		一般財団法人日本海事協会 評議員	同氏は、長年に亘り、新日本石油株式会社 の経営の任に携って参りました。経営者としての幅広い高度な見識と豊富な経験により、経営の監視等適切な助言をいただけるものと判断しています。また、東京証券取引所が定める独立役員 の要件を満たしており、当社の一般株主と利害関係が生じるおそれがないため、独立役員として指定して おります。尚、現在同氏が評議員を務める一般財団法人日本海事協会と当社の間に取引関係等は無く、特別な利害関係はありません。
江上 節子 (本名:楠本 節子)		武蔵大学 教授 武蔵大学大学院 教授 三菱地所株式会社 社外取締役	同氏は、企業戦略、マーケティング戦略、人材育成等、産業界で多様な取り組みに携って参りました。その広く豊富な経験を活かし、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断しています。また、東京証券取引所が定める独立役員 の要件を満たしており、当社の一般株主と利害関係が生じるおそれがないため、独立役員として指定して おります。なお、同氏は武蔵大学教授、武蔵大学大学院教授および三菱地所株式会社社外取締役です。当社は武蔵大学、武蔵大学大学院および三菱地所株式会社との間に特別な関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションや業績連動報酬制度は導入しておりませんが、賞与や退職慰労金に業績連動要素を含んでいます。今後、報酬の一部株式化を含めた持続的成長に向けたインセンティブとして機能する報酬体系を継続して検討します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

前期における当社の取締役10名(うち2名社外取締役)に対する報酬等の総額は、246百万円です。2016年度の報酬については、有価証券報告書および事業報告にて取締役・監査役員にそれぞれの支給人員数と支給総額を公表すると共に社外役員への支給総額についても公表しています。

また、有価証券報告書にて連結報酬等の総額が1億円以上である役員を公表するようにしていますが、該当者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役の職務をサポートする専任組織は置いておりませんが、取締役会支援事務局において、社外取締役および社外監査役に対して、取締役会の上程議案について事前に説明を行う体制を取っています。また、社外監査役には常勤監査役から必要に応じて、追加説明を行うなどサポート体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は取締役会規則および取締役会付議基準などに定められる取締役の職務権限および意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとっています。当社は8名の取締役で構成され、法令および定款に定められた事項および経営上の重要事項につき、月1回定期開催される取締役会、必要に応じて随時開催される臨時取締役会にて決議します。

また当社は執行役員制度を導入し、取締役兼務者を含む20名の執行役員で構成する執行役員会を月に2回開催し、代表取締役の指揮・監督のもと各執行役員が業務を執行しています。こうした体制により業務執行における意思決定の迅速化と責任を明確にし、経営の透明性や効率性の向上に努めています。

監査役は経営課題を把握するため、取締役会・執行役員会へ出席し、また業務の実状をより深く理解するために営業会議、予算会議等、全社的な重要会議へ出席し法令および定款に違反することを未然に防ぐため適格な監査をしています。

当社は内部監査室を設置し、当社の監査を計画的に実施しています。当社監査役は、期初に会計監査人の監査計画を聴聞し、期末の監査結果について報告を受けています。また会計監査人の行う実施監査にも立ち会い、監査の方法を確認しています。更に監査役は、内部監査室の監査計画を聴聞し、監査結果について定期的に報告を受けるなど連携しています。

前事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士および補助者等は以下のとおりです。

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 小野 敏幸
指定有限責任社員 業務執行社員 野田 智也
指定有限責任社員 業務執行社員 植木 拓磨

監査業務にかかる補助者の人数と構成

公認会計士 4名
その他 7名

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第30条第2項および定款第39条第2項により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、1,500万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としています。

(2) 当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社「コーポレートガバナンス原則」に基づき、2016年に引き続き取締役会の実効性に関する評価ならびに分析を行いましたので、下記のとおり結果概要をお知らせいたします。

今後も、毎年継続して実施することにより、現状を適正に認識すると共に、取り組むべき課題や問題点を洗い出し、改善に向けた適切な対応を実施することにより、取締役会の更なる実効性の向上を目指してまいります。

1. 分析・評価方法

- (1) 実施時期：2016年に引き続き2回目となる分析・評価は、本年4月において実施しました。
- (2) 評価方法：社外役員を含む当社取締役(8名)および監査役(4名)全員にアンケート方式による質問票を配付し、自己評価に基づく回答を記名方式にて集約しました。
- (3) 結果分析：集約した回答内容は、本年4月28日に開催した取締役会において分析・討議し、更なる改善点を整理しました。
- (4) 公表：続く5月31日開催の取締役会において、分析結果を基にした取締役会の実効性に関する評価結果の公表概要を取り纏め、決議を経て公表しています。

2. 評価項目

評価項目は、次の3つの観点(大項目)で構成しました。

(1) 2016年の評価結果で整理した「課題/対応」の取り組み結果の評価(PDCA)

(2) 定点観測(各評価項目の再点検)

- 1)効果的な情報収集と運営の観点
- 2)議論の充実の観点
- 3)意思決定機能(マネージメント・ボード)の観点
- 4)監督機能(モニタリング・モデル)の観点

(3)自由意見(自由記載)

それぞれの大項目に小項目を設け、全部で24項目について自己評価しました。

3.分析・評価結果の概要

(1)2016年の評価結果で整理した「課題/対応」の取り組み結果の評価(PDCA)

1)2016年の評価結果によって整理した「課題/対応」は、以下の2点でした。

A)経営戦略、中長期の経営計画の策定に、初期段階から更に積極的に関与すると共に、業務執行の進捗を評価点検し、監督機能を強化します。

B)社外役員には、業務執行状況に関する情報提供の機会を増やして、取締役会のモニタリング機能を強化します。

2)当「課題/対応」2点の取り組みに対する評価の討議結果は、以下のとおりでした。

A)(新)中長期経営計画「Transform 2025」を本年3月開催の取締役会で決議する前に、数カ月前から複数回にわたって取締役会で原案を段階的に議論し、積極的に関与しました。その結果、取締役会の意見を反映させることができました。

今後は、(新)中長期経営計画の業務執行進捗に対する評価点検や監督機能強化に引き続き取り組むこととします。

B)社外役員に対しては、取締役会開催前に実施している事前説明に注力しており、取締役会における議論の充実につながっていることを評価しました。今後は、社外役員の業務現場への訪問機会を増やし、また経営陣に取締役会で報告させ、議論を行うなど引き続き取締役会のモニタリング機能の強化を図っていくこととします。

(2)定点観測(各評価項目の再点検)

- 1)効果的な情報収集と運営の観点
- 2)議論の充実の観点
- 3)意思決定機能(マネージメント・ボード)の観点
- 4)監督機能(モニタリング・モデル)の観点

(3)自由意見(自由記載)

(2)および(3)の設問においては、2015年11月の当社「コーポレートガバナンス原則」制定後の取締役会改革の取り組み状況として、内部統制、リスク管理体制、業務執行に関する適切な監督については総じて適正に運用されているものの、更なる改善に取り組んでいく必要があるとする評価結果となりました。

更なる改善点として、A)取締役会における議論を充実させるための議案の絞り込み、B)社外役員に対する情報提供の工夫の2点が指摘されました。

4.今後の取り組み課題

(1)取締役会としての確認事項

引き続き、取締役会と執行役員会の役割分担を意識しながら、当社コーポレートガバナンス原則に定める取締役会の役割と責務を積極的に果たしていかなければならないことが改めて確認されました。

(2)今後の取り組み課題

今回の評価結果と分析討議の結果、以下2点を今後の課題として取り組んでまいります。

A)取締役会における議論の質を高め、充実させていくために、会社法の要請を踏まえつつ、経営陣からなる執行役員会に適切な権限委譲を行い、より戦略的な意思決定機関としての取締役会を目指します。

B)社外役員の知見・見識を、更に取締役会の議論に活かすため、2016年に引き続き情報提供と情報共有化に取り組めます。具体的には、業務現場の視察や経営陣による取締役会報告の機会を増やすことにより、社外役員の意見を反映する中で、取締役会の意思決定機能と監督機能の更なる強化を目指します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

複数の社外取締役が主要株主から独立した立場でステークホルダーの利益を考慮し、経営・業務執行を監督するとともに、執行役員会を設けて意思決定の迅速性を図りつつも、重要な業務執行については取締役会が決する体制が、当社の持続的成長と企業価値の向上に資すると同時に意思決定の適正を図れる体制であると考えています。

また、複数の社外監査役を含む監査役会および監査役が、会計監査法人や内部監査室と連携した活動も加えて経営を網羅的に監査する体制が、現在の当社の監査体制として有効であると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては開催日の22日前に発送いたしました。
その他	招集通知ならびに同通知の参考英訳を当社ウェブサイトに掲載しています。また、監査役および公認会計士の監査した連結決算書類の連結注記表と計算書類の個別注記表も上記のウェブサイトで公開するなどして、株主の皆さまの議決権行使の円滑化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>ディスクロージャーポリシーにあたる「IRポリシー」を当社ウェブサイト上に日本語、英語にて公開しています。</p> <p>日本語：https://www.yusen-logistics.com/jp/investor-relations/corporate-philosophy/ir-policy 英語：https://www.yusen-logistics.com/en/investor-relations/corporate-philosophy/ir-policy</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会(第2四半期末、期末)の他、スモールミーティングやアナリスト・機関投資家からの取材依頼に基づき個別説明を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家からの依頼に基づき個別取材や電話会議にも対応する他、カンファレンスへの参加を通じて説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>下記のIR資料を当社ウェブサイトより閲覧できます。 また、決算説明会の模様を動画配信しています。</p> <p>日本語：https://www.yusen-logistics.com/jp/investor-relations/ 英語：https://www.yusen-logistics.com/en/investor-relations/</p> <p>1. 決算短信 2. 決算説明会資料 3. 有価証券報告書・四半期報告書等 4. アニュアルレポート 5. 株主通信 6. その他</p> <p>この他にも、IRニュース、株式情報、業績・財務情報等、幅広く情報開示に努めています。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部IR課を設置し、適時、正確、公平な情報開示とIR活動の実践に取り組んでいます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「郵船ロジスティクスグループ行動規範」を制定しており、その中で当社のステークホルダーとの関わりを尊重し、当社グループの構成員一人ひとりが常に良識と良心に基づいて公正な事業活動を行い、遵守すべき行動を規定しています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>「良き企業市民」として、環境に配慮しつつ、社会貢献に努め、より良い社会の実現に貢献するべく、CSR活動を推進しています。 環境保全活動については、当社事業における環境リスクを管理し、環境と経済のバランスを考慮しつつ、地球環境と持続可能な社会に貢献することに努めています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>ステークホルダーに対する情報提供に係わる方針を当社「IRポリシー」、「コーポレートガバナンス原則」(第10条)に定めています。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。</p> <p>IRポリシー 日本語: https://www.yusen-logistics.com/jp/investor-relations/corporate-philosophy/ir-policy 英 語: https://www.yusen-logistics.com/en/investor-relations/corporate-philosophy/ir-policy</p> <p>コーポレートガバナンス原則 日本語: https://www.yusen-logistics.com/jp/about-us/corporate-governance/ 英 語: https://www.yusen-logistics.com/en/about-us/corporate-governance/</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および子会社で構成される企業集団(以下、「当社グループ」)は、会社法に基づき業務の適正を確保するとともに、財務報告の適正性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めます。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(会社法第三百六十二条第4項第六号および会社法施行規則第百条第1項第四号)

(1)当社は当社グループの役員および社員が法令や社内諸規程、社会倫理に従って企業活動を遂行するため、郵船ロジスティクスグループ行動規範を定め、教育・研修を行い、日々の行動においてこれを実践するよう周知徹底する。

(2)当社は当社グループのコンプライアンスを推進し定着させるため、コンプライアンス推進基本規程を定め、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

(3)コンプライアンス委員会はコンプライアンスに関する年度毎のコンプライアンスプログラムを定め、役員・従業員を対象とするコンプライアンスに関する研修を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の整備および維持を図る。

(4)当社は法令等に違反する行為または不作為の早期発見および是正を図るため、コンプライアンス・ヘルプライン規程に従い社外を含めた内部通報窓口を設け、相談、受付の体制を整備する。

(5)業務執行部門から独立した内部監査室が、業務監査の一環として、当社グループのコンプライアンス体制の構築・運用状況について内部監査を行う。

(6)当社の取締役会は、監査役が当社グループに対する有効な監査を行うことができるよう環境整備に努める。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(会社法施行規則第百条第1項第一号)「情報保存管理体制」

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規則、情報セキュリティ規程、個人情報管理規程、その他社内諸規程に従い適正な保存および管理を行う。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第百条第1項第二号)「リスク管理体制」

(1)当社の支店機構の各部署および当社グループ会社は、担当する業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを分析、選定したうえで、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を実施する。

(2)当社の本店機構の主要部署は担当・所管する事項、および支店機構において関連するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを分析、選定したうえで、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を行うとともに、担当・所管する事項に関して、当社の支店機構、および当社グループ会社のリスク管理を支援する。

(3)役員と部署長は担当部署のリスク管理体制を統括し、経営上重大なリスクをコンプライアンス委員会に報告する。

(4)コンプライアンス委員会は担当役員が報告するリスク管理の運用状況、および重大なリスクについて評価・指導を行う。

(5)内部監査室は当社グループのリスク管理体制およびリスク管理実施状況について、当社グループ会社と連携して監査を行う。

(6)当社は大規模災害や障害等の緊急事態の発生を想定し、事業継続計画(BCP)の基本方針を定め、この基本方針に基づき、担当部署が「事業継続計画(BCP)」を策定し、大規模災害等への危機管理体制を構築するとともに、随時見直しを行いその実効性を取締役会へ報告する。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第百条第1項第三号)「効率的職務執行体制」

(1)当社はコーポレートガバナンス原則に沿って、取締役会規則、執行役員会規則を定め、経営の意思決定、監督、ならびに業務の執行が適正且つ効率的に行われる体制を確保する。

(2)業務の執行に関する権限と責任については執行役員規則、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内諸規程に定め、その業務を効率的に遂行する。

(3)業務の執行状況については内部監査室が定期的な監査を実施し、取締役会および執行役員会へ報告する。取締役会および執行役員会はその報告を受けて体制の検証・改善を図る。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第百条第1項第五号)「グループ内内部統制」

(1)当社はグループ経営理念を定め、グループ経営戦略を各グループ会社と共有し、世界を日本極、米州極、欧州極、東アジア極および南アジ

ア・オセアニア極の5極に分け、それぞれに地域総括(当社役員を兼務)を置き、グループの健全かつ効率的な職務の執行を確保するため体制の整備を推進する。

(2)当社は当社グループ会社について本店機構内に各管掌部署を設置し、関係会社管理規程に基づき適切な管理を行い、各グループ会社の経営計画、業績の評価、リスク管理状況その他重要な事項について適切な報告を求める。また、地域総括は適宜当社執行役員会に出席し、その職務の執行に係る事項を報告する。

(3)当社は当社グループ会社すべてに適用する行動指針として、郵船ロジスティクスグループ行動規範を定め、当社が当社グループ会社に研修を実施するほか、各グループ会社は行動規範に関する研修の実施、内部通報制度の整備等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。

(4)当社グループ会社の意思決定方法についてはグループ各社の決裁規程に明記し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行う。

(5)内部監査部門は必要に応じて当社グループ会社への内部監査を通じ、助言および改善提案等を行う。

6. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第百条第3項第一号)「監査役スタッフに関する事項」

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を適切に補助できる社員を配置する。

7. 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第百条第3項第二号)「監査役スタッフの独立性に関する事項」

監査役の職務を補助すべき使用人について当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動や人事評価等については、監査役の意見を尊重する。

8. 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第百条第3項第三号)

監査役の職務を補助すべき使用人について、当社は監査役から直接指示ができる体制を確保するとともに、その業務が円滑に行なわれるよう協力する。

9. 当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第百条第3項第四号)「監査役報告体制」

イ) 当該監査役設置会社の取締役および会計参与ならびに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(1) 取締役および使用人は法令および社内諸規程に定められた事項の他、監査役から報告を求められた事項について監査役に速やかに報告する。

(2) 取締役および使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、ならびに内部監査の実施状況等を、監査役に速やかに報告する。

(3) 取締役および使用人はコンプライアンス・ヘルプライン規程に基づいて、内部通報制度の運用状況や通報内容を監査役に適時適切に報告する。

ロ) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(1) 当社グループ会社の取締役および使用人は法令および関係会社管理規程に定められた事項の他、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するとともに、地域総括を通じて当社の管掌部署に報告する。

(2) 当社グループ会社の取締役および使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、ならびに内部監査の実施状況等を地域総括へ速やかに報告するとともに、地域総括は当社の管掌部署に報告する。

(3) 当社グループ会社の管掌部署は当社グループ会社の取締役および使用人から、上記(1)(2)の報告を受けた場合は当社の取締役および監査役へ速やかに報告する。

(4) 当社は当社グループ会社の内部通報制度の運用状況や通報内容を、監査役へ適時適切に報告する。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第百条第3項第五号)

内部通報制度に基づく通報・相談または監査役に対する職務の実施の状況その他に関する報告を行ったことを理由として、役員および従業員に対し不利な取り扱いは行わない。

11. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續そ

他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第百条第3項第六号)

- (1) 監査役会は職務の執行に必要と見込まれる年度予算を取締役に提出し、取締役会はこれを確保する。
- (2) 当社は監査役がその職務の執行について生ずる費用等について、社内諸規程に沿ってこれに応じる。

12. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第百条第3項第七号)「効率的監査体制」

当社は監査役が会計監査人および内部監査室と相互に連携・意見交換し、夫々の監査の実効性および効率性を向上させる体制を確保する。

13. 金融商品取引法への適合を確保するための体制
(金融商品取引法第二十四条の四の四)「財務報告に係る内部統制報告制度」

当社は金融商品取引法に基づく財務諸表の適正性を確保するために必要な内部統制体制を構築し、整備・運用の有効性評価を実施する。

14. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システムに関する基本的な考え方」で示した基本方針に基づいて、内部統制システムの整備と適切な運用に努めています。当期における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制とリスク管理体制
(コンプライアンス体制)

当社では、コンプライアンス推進基本規程に基づき、代表取締役社長を委員長、全執行役員を委員とするコンプライアンス委員会を年2回開催し、社内のコンプライアンス推進活動や内部通報制度の運用状況、リスク管理状況の確認を行っています。具体的な活動としては、当社グループの役員・従業員に向けて、コンプライアンスの重要性および体制強化に関する社長メッセージを発信するとともに、郵船ロジスティクスグループ行動規範の内容に関する教育・研修を行っており、全役員・従業員は同行動規範を遵守する旨の誓約書に署名をしています。当期末には従業員向けのコンプライアンス総点検(アンケート調査)を実施し、職場におけるコンプライアンスの浸透度を確認しました。

また、コンプライアンス・ヘルプライン規程に基づき、社外弁護士を含む複数の通報・相談窓口を社内外に設置し、コンプライアンスの通報・相談を受け付ける内部通報制度を設けています。同窓口への通報・相談については、事実関係の調査を行い、速やかに是正および再発防止の措置を講じるなど、適切に対応するよう努めています。また同規程では、通報者が不正の目的なく通報または相談したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いをすることを禁じています。当期は、内部通報制度を有効に機能させるため、社内の相談窓口担当者が各事業所を訪問し、従業員に対して同制度に関する説明を行うとともに、新たな取り組みとして自主申告キャンペーンを実施して同制度の更なる拡大と定着に取り組みました。

(リスク管理体制)

当社の各部署、および各グループ会社は、職場におけるリスクマネジメント手法(リスクの洗い出し、対応策の策定・実施、評価)を用いて、担当する業務に関わるリスクの把握と管理を行っています。執行役員が、担当する部署における重要リスクの管理状況について、コンプライアンス委員会で報告しており、重大な損失につながりかねないリスクを確認しています。

(2) 効率的職務執行体制

2016年1月に取締役会規則、執行役員会規則を改正し、経営の意思決定や業務執行への監督体制を強化すると同時に、業務執行の迅速性と効率性を推進しています。また、2016年3月には職務権限規程などの諸規程を改正し、業務の効率的な執行を確保しています。

(3) 監査体制

当社は常勤監査役が取締役会に加えて、毎月2回開催される執行役員会に出席し、当社グループに重大な影響を及ぼす事項だけでなく、主要な業務の執行状況の報告を受ける体制を整えています。また、社外監査役が、取締役会の前日に業務執行部門などから取締役会に付議する議案の事前説明を受ける機会を設け、取締役会に臨む体制を採っています。

業務の執行状況については、本支店機構から独立した内部監査室が業務執行機関を対象とした定期的な監査を実施し、取締役会へ四半期毎に報告しています。取締役会はその報告を受け、効率的な職務執行体制を検証し、改善を図っています。当社の監査役は、内部監査室と定期的な会合を持ち、監査日程の確認などを含めて情報の共有化と意見交換を図り、連携して監査の実効性および効率性を向上させるように努めています。これらの監査役の職務遂行に必要な費用などは、監査役会が取締役会に提出した年度予算をもとに、社内規程に沿って適切に処理する体制を整えています。

(4) グループ内の内部統制

グループ会社の経営管理については、世界を5つの地域セグメントに分割し、それぞれの地域の中核拠点に当社の執行役員を地域総括として配置し、各地域セグメントに属する個別法人の統制と管理を行っています。また、事業の意思決定に関しましては、当社の関係会社管理規程に基づいて合議・承認・報告事項毎に職務権限が委譲され、グループ会社における迅速かつ果敢な意思決定と報告体制を確保しています。取締役会や執行役員会に上程される経営に関わる重要事項は、原則毎月1回開催される取締役会と月に2回開催される執行役員会において報告・討議・決議が行われています。このほか、地域総括を招集した定期的な会議を開催し、経営計画のPDCAを報告し議論するなど、当社グループ内の統制と管理に努めています。

(5) 財務報告に係る内部統制

当社は当事業年度の末日である2017年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力および団体との取引を含めた一切の関係遮断を徹底し、反社会的勢力による不当要求には断固として応じず、毅然とした態度で臨むことを「暴力団等反社会的勢力に対する基本方針」に定めています。

2. 整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を徹底するための対応部署を定め、警察および弁護士等の外部機関との連携や情報収集に努め、対応マニュアルを整備し、コンプライアンス研修による周知活動に取り組んでいます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

記載すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次の通りです。

1. 適時開示の担当部署

当社は、適時・適切な会社情報の開示を行うため、社内規程(インサイダー取引の禁止及び重要事実の管理等に関する規程)に従って、以下の通り当社の定める重要事実(以下「重要事実」)を取り扱います。

(1) 情報管理者

重要事実の統括管理は、情報統括管理者(コーポレートコミュニケーション部担当役員)が行います。会社各部門の情報や子会社の情報管理は、部門情報管理者(各部門担当役員)が行います。

(2) 情報の重要性および適時開示情報か否かの判断

情報統括管理者の指示によりコーポレートコミュニケーション部IR課が適時開示規則等に基づき検討し、情報統括管理者が判断します。

(3) 適時開示

当社の重要事実等証券取引所の定める会社情報の適時開示については、情報取扱責任者である情報統括管理者の指揮の下、コーポレートコミュニケーション部IR課が担当します。

2. 会社情報の適時開示に関わる社内体制(情報の管理と適時開示にいたる社内体制)

(1) 当社及び子会社において重要事実または重要事実に該当する可能性がある事実が発生した場合には、部門情報管理者は、直ちに情報統括管理者に通知します。

(2) 情報統括管理者は、内部情報管理を徹底するとともに、情報取扱責任者としてコーポレートコミュニケーション部長に適時開示の指示を行います。

3. 東京証券取引所への適時開示

情報取扱責任者は、決定事実及び決算情報については社長に報告し、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。また、発生事実については、発生後遅滞なく適時開示を行います。

以上

模式図：郵船ロジスティクス株式会社

